様式第８（第12条関係）




［新設］

様式第９（第16条関係）

［昭］

様式第10（第16条関係）

［昭］

様式第８（第16条関係）

［同左］

様式第９（第16条関係）

［同左］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

**附　則**

この省令は、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第三百三十一号）の施行の日から施行する。